

A1 訪問型サービス(みなし)サービスコード表 【平成27年3月31日までに指定を受けた事業所が使用】

平成29年4月改定版

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位
種類	項目				
A1	1111	訪問型サービスⅠ	イ 訪問型サービス費(みなし) (Ⅰ)	1,168	1月につき
A1	1113	訪問型サービスⅠ・初任	事業対象者・要支援 1・2 (週1回程度)	818	
A1	1114	訪問型サービスⅠ・同一	1,168単位	1,051	
A1	1115	訪問型サービスⅠ・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 ×70%	736	
A1	2111	訪問型サービスⅠ日割	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	38	
A1	2113	訪問型サービスⅠ日割・初任	事業対象者・要支援 1・2 (週1回程度)	38	1日につき
A1	2114	訪問型サービスⅠ日割・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 ×70%	27	
A1	2115	訪問型サービスⅠ日割・初任・同一	1,168単位	34	
A1	2115	訪問型サービスⅠ日割・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 ×70%	24	
A1	2115	訪問型サービスⅠ日割・初任・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	24	
A1	1211	訪問型サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費(みなし) (Ⅱ)	2,335	1月につき
A1	1213	訪問型サービスⅡ・初任	事業対象者・要支援 1・2 (週2回程度)	1,635	
A1	1214	訪問型サービスⅡ・同一	2,335単位	2,102	
A1	1215	訪問型サービスⅡ・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 ×70%	1,472	
A1	2211	訪問型サービスⅡ日割	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	77	
A1	2213	訪問型サービスⅡ日割・初任	事業対象者・要支援 1・2 (週2回程度)	54	1日につき
A1	2214	訪問型サービスⅡ日割・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 ×70%	69	
A1	2215	訪問型サービスⅡ日割・初任・同一	77単位	49	
A1	2215	訪問型サービスⅡ日割・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 ×70%	49	
A1	2215	訪問型サービスⅡ日割・初任・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	49	
A1	1321	訪問型サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費(みなし) (Ⅲ)	3,704	1月につき
A1	1323	訪問型サービスⅢ・初任	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	2,593	
A1	1324	訪問型サービスⅢ・同一	3,704単位	3,334	
A1	1325	訪問型サービスⅢ・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 ×70%	2,334	
A1	2321	訪問型サービスⅢ日割	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	122	
A1	2323	訪問型サービスⅢ日割・初任	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	85	1日につき
A1	2324	訪問型サービスⅢ日割・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 ×70%	110	
A1	2325	訪問型サービスⅢ日割・初任・同一	122単位	77	
A1	2325	訪問型サービスⅢ日割・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 ×70%	77	
A1	2325	訪問型サービスⅢ日割・初任・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	77	
A1	2411	訪問型サービスⅣ	ニ 訪問型サービス費(みなし) (Ⅳ)	266	1回につき
A1	2413	訪問型サービスⅣ・初任	事業対象者・要支援 1・2(週1回程度)	186	
A1	2414	訪問型サービスⅣ・同一	※全部で4回まで/月 266単位	239	
A1	2415	訪問型サービスⅣ・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 ×70%	167	
A1	2415	訪問型サービスⅣ・初任・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	167	
A1	2511	訪問型サービスⅤ	ホ 訪問型サービス費(みなし) (Ⅴ)	270	1回につき
A1	2513	訪問型サービスⅤ・初任	事業対象者・要支援 1・2(週2回程度)	189	
A1	2514	訪問型サービスⅤ・同一	※全部で5~8回まで/月 270単位	243	
A1	2515	訪問型サービスⅤ・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 ×70%	170	
A1	2515	訪問型サービスⅤ・初任・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	170	
A1	2621	訪問型サービスⅥ	ヘ 訪問型サービス費(みなし) (Ⅵ)	285	1回につき
A1	2623	訪問型サービスⅥ・初任	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	200	
A1	2624	訪問型サービスⅥ・同一	※全部で9~12回まで/月 285単位	257	
A1	2625	訪問型サービスⅥ・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 ×70%	180	
A1	2625	訪問型サービスⅥ・初任・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	180	
A1	1411	訪問型短時間サービス	ト 訪問型サービス費(みなし) (短時間サービス)	165	1回につき
A1	1413	訪問型短時間サービス・初任	事業対象者・要支援 1・2(20分未満)	116	
A1	1414	訪問型短時間サービス・同一	※22回まで/月 165単位	149	
A1	1415	訪問型短時間サービス・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 ×70%	104	
A1	1415	訪問型短時間サービス・初任・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	104	
A1	8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15% 加算	1月につき
A1	8001	訪問型サービス特別地域加算日割		所定単位数の 15% 加算	1日につき
A1	8002	訪問型サービス特別地域加算回数		所定単位数の 15% 加算	1回につき
A1	8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算	1月につき
A1	8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の 10% 加算	1日につき
A1	8102	訪問型サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の 10% 加算	1回につき
A1	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算	1月につき
A1	8111	訪問型サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の 5% 加算	1日につき
A1	8112	訪問型サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の 5% 加算	1回につき
A1	4001	訪問型サービス初回加算	チ 初回加算	200単位加算	1月につき
A1	4002	訪問型サービス生活機能向上加算	リ 生活機能向上連携加算	100単位加算	1月につき
A1	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	又 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000 加算
A1	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000 加算
A1	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000 加算
A1	6273	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90% 加算
A1	6275	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ		(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80% 加算